

平成 21 年 6 月 18 日

社会福祉研究会のあり方について

社会福祉研究会の運営基準

1. 研究会参加の条件

- ・この研究会の目的は、福祉職につくものが自己研鑽ならびに後進を育てるために、援助のあり方について研究するものである。そのため、原則として様々な福祉職に関わるものを会員とする。

2. 研究会の内容

- ・担当者を決めて事例検討・模擬演習を実施。
- ・一つのテーマ（ex 人権について伝える）を決めて、支援方法を考察する。
- ・講義



3. 研究会の運営

- ・会場が原則として会で確保する
- ・担当者は毎回 30 部セットで持参する。
- ・当日配布資料は当日参加者に配布する。欠席した人で資料が欲しい人は、原則として担当者に個別に依頼する。
- ・その際、返信用封筒に切手を貼って、担当者に送ることを原則とする。
- ・隔月 1 回ずつ、メールで次回の研究会のお知らせを行う。
- ・会の運営を円滑に行うために、次のような世話人をおく。

代表

澤 伊三男（旭川大学 保健福祉学部コミュニティ福祉学科 教授）

世話人

山田 純一（はらだ病院地域連携室 MSW）

柴田 淳（NPO 法人ベネッセレ 就労継続支援 B 型事業所ファブリカ 施設長）

皆川 岳大（旭川総合法律事務所 弁護士）

森屋 太郎（ケアプラン相談センター あけぼの ケアマネジャー）